

## 住生活基本計画(全国計画)の目標設定の方向性(案)

## 当初計画(H18.9閣議決定)

## 目標1

## 良質な住宅ストックの形成及び将来世代への継承

- ① 住宅の品質又は性能の維持及び向上
- ② 住宅の合理的で適正な管理等

-

-

## 現行計画(H23.3閣議決定)

## 目標1

## 安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築

- ① 住生活の安全を確保する住宅及び**居住環境の整備**
- ② 住生活の安心を支えるサービスが提供される環境の整備 (新規)
- ③ 低炭素社会に向けた住まいと住まい方の提案
- ④ 移動・利用の円滑化と美しい町並み・景観の形成

## 目標設定の方向性(案)

## 目標1

## 良質な住宅ストックの形成及び将来世代への継承

## 【参考】住生活基本法

(住宅の品質又は性能の維持及び向上並びに住宅の管理の合理化又は適正化)

第十一条

国及び地方公共団体は、国民の住生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の供給等が図られるよう、住宅の地震に対する安全性の向上を目的とした改築の促進、住宅に係るエネルギーの使用の合理化の促進、住宅の管理に関する知識の普及及び情報の提供その他住宅の安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の維持及び向上並びに住宅の管理の合理化又は適正化のために必要な施策を講ずるものとする。

## 目標2

## 良好な居住環境の形成

## 目標2

## 住宅の適正な管理及び再生

## 目標2

## ライフスタイルやライフステージに応じた多様な居住ニーズの実現

(住宅の供給等に係る適正な取引の確保及び住宅の流通の円滑化のための環境の整備)

第十三条

国及び地方公共団体は、居住のために住宅を購入する者及び住宅の供給等に係るサービスの提供を受ける者の利益の擁護及び増進が図られるよう、住宅関連事業者による住宅に関する正確かつ適切な情報の提供の促進、住宅の性能の表示に関する制度の普及その他住宅の供給等に係る適正な取引の確保及び住宅の流通の円滑化のための環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

## 目標3

## 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備

-

-

-

## 目標3

## 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備

- ① 既存住宅が円滑に活用される市場の整備
- ② 将来にわたり活用される良質なストックの形成
- ③ 多様な居住ニーズに応じた住宅の確保の促進と需給の不適合の解消

## 目標3

## 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

(居住の安定の確保のために必要な住宅の供給の促進等)

第十四条

国及び地方公共団体は、国民の居住の安定の確保が図られるよう、公営住宅及び災害を受けた地域の復興のために必要な住宅の供給等、高齢者向けの賃貸住宅及び子どもを育成する家庭向けの賃貸住宅の供給の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

## 目標4

## 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

## 目標4

## 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

## 目標4

## 良好な居住環境の形成による地域の価値の向上と豊かなコミュニティの形成

(地域における居住環境の維持及び向上)

第十二条

国及び地方公共団体は、良好な居住環境の形成が図られるよう、住民の共同の福祉又は利便のために必要な施設の整備、住宅市街地における良好な景観の形成の促進その他地域における居住環境の維持及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。